健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年五月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百六十四号

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二十六号）の施行に伴い、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二十八条第一項及び第百六十条の二並びに同法附則第八条の五第一項の規定により読み替えられた同法第百六十条第三項、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第七十三条第一項及び同法附則第二十二条の二の規定により読み替えられた同法第七十三条第二項、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十八条第四項及び第百二十一条第二項並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十一条及び第三十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（健康保険法施行令の一部改正）

第一条　健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「第二十九条」の下に「及び第四十六条」を加える。

第二十九条中「前期高齢者交付金（」の下に「以下この条、第四十六条、」を加え、「含む。以下この条及び第四十六条において同じ」を「含み、被保険者又はその被扶養者が法第六十三条第三項第三号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から受けた療養に係る保険給付に要した費用の額を除く」に、「同項」を「法第二十八条第一項」に改め、「行った保険給付に要した費用の額」の下に「（被保険者又はその被扶養者が法第六十三条第三項第三号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から受けた療養に係る保険給付に要した費用の額を除く。）」を、「相当する額」の下に「と法第二十八条第一項の指定をすべき年度の直前の三箇年度において行った前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）の一事業年度当たりの平均額の十二分の一に相当する額とを合算した額」を加える。

第四十六条第一項中「費用の額（」の下に「前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）を含み、」を加え、同条第二項中「費用の額」の下に「（被保険者又はその被扶養者が法第六十三条第三項第三号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から受けた療養に係る保険給付に要した費用の額を除く。）」を、「相当する額」の下に「と当該事業年度及びその直前の二事業年度内において行った前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）の一事業年度当たりの平均額の十二分の一に相当する額とを合算した額」を加える。

附則第三条中「国民健康保険法」と」の下に「、第四十六条」を加える。

附則第四条中「第二十九条」の下に「、第四十六条」を加える。

附則第七条を次のように改める。

（都道府県単位保険料率の算定方法の特例等）

第七条　平成二十五年度及び平成二十六年度においては、第四十五条の二第一号ニ中「一の事業年度において取り崩すことが見込まれる準備金の額その他健康保険事業」とあるのは、「健康保険事業」とする。

2　協会については、平成二十五年度及び平成二十六年度においては、第四十六条第一項の規定は適用しない。

（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正）

第二条　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（組合に対する補助の特例）」を付し、同条中「第七項に規定する」を「厚生労働省令で定める基準となる年度における被保険者に係る所得並びに療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費及び移送費の支給に要する費用並びに前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十四条の三　平成二十五年度及び平成二十六年度の各年度において、附則第十三条及び第二十三条の規定により読み替えられた第五条の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十三条及び第二十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第一号ロ	とし、	指定組合特定被保険者納付費用額」という。）の合算額
附則第十三条及び第二十三条の規定により読み替えられた第五条第三項	算定した額（	指定組合特定被保険者納付費用額」という。）の合算額

とし、法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者（経過的世帯員を除く。）又は小規模事業所定被保険者（経過的組合員でないものに係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に高齢者医療確保法附則第十三条の四第一項第一号に掲げる同号に掲げる額の合計額に対する同号に掲げる額の割合を乗じて得た額及び後期高齢者支援金の納付に要する費用の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に高齢者医療確保法附則第十四条の五第一項第二号に掲げる額の合計額に対する同号に掲げる額の割合を乗じて得た額（前期高齢者交付金がある場合には、法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者（経過的世帯員を除く。）又は小規模事業所定被保険者（経過的組合員でないものに係る前期高齢者交付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに

算定した額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）でない者に係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額（第一項第一号から第三号までに掲げる額の割合を乗じて得た額に相当する額）並びに